

TOPICS ① 子どもの安心・安全と学会

地域に開かれた学校安全をめざして

—日本教育法学会、学校安全条例案を提案—

喜多明人(早稲田大学)

日本教育法学会・学校事故問題研究特別委員会(略称:学校事故研、委員長・喜多)は、2004年5月、学校安全最低基準法制化、学校安全職員制度化を主なねらいとした「学校安全法」要綱案を提示した。学校事故研は、今年5月28日、中央大学で開催された同学会定期総会で、地域・自治体において取り組むべき「学校安全条例」要綱案について、以下の3つのモデル案を公表した。

学校安全基準の3つのレベル

これまで学校安全の水準維持に欠かせない「学校安全基準」に関しては、国レベルでの学校安全の最低基準(=学校安全法)、地域・自治体レベルでの適正基準(学校安全条例)、学校レベルでの実践的専門的基準(学校安全指針)に分けられてきた。安全基準は、それぞれのレベルで独自の役割を果たしつつ、相まって子どもに対してくより質の高い安全性>を確保していくことができる、と考えられた。つまり、国レベルでの安全についての最低限の基準を遵守しつつ、実際の地域、学校ではその基準を超えた安全を確保していくことにより、より創造的、自主的な教育活動を実現していくことが可能になる。

そこでいうく質の高い安全性>とは、ただ単に「安全であれば良い」(機械的安全性)という水準を越えて、「高度な教育活動を保障できるような安全性」(教育的高度安全性)をさす。たとえば、学校を刑務所のように高い塀で囲み、施設し隔離するような安全性は、確かに「不審者乱入」の防御としては有効ではあるが、子どもたちの自由な校外学習や、保護者・住民の参加型教育活動の障害となるなど、制約の多い教

育活動となる欠陥がある。地域・自治体が、地域に開かれた学校安全の適正基準を確保していくために、「学校安全条例」を創造していくのは、そのような機械的安全管理を超えていくためであるといつてよい。たとえば、「この条例は、学校安全法(平成〇〇年法律第〇〇号)の趣旨及び地域に開かれた学校づくりの理念に基づき、学校安全に関する適正基準及び学校安全計画を策定し、・・・もつて児童等及び教職員等の生命、身体、健康の安全を確保することを目的とする。」(学校安全条例要綱案第1条)。

安全、安心のまちづくりの一環として

このように、学校安全は、国レベルと地域・自治体、各学校レベルとの組み合わせによる総合的な安全対策が求められている。その際の国と地域とのより良い関係とは、単に横並びというよりは地域・学校の主体的な学校安全の取り組みがあつて、国が財政支援や制度・条件整備的な側面援助をするという関係であると理解してよい。地域や学校の独自性が生かされた質の高い安全性の追求によって、子どもにとっての最善の安全が確保される。

NEWSLETTER No.80 CONTENTS

TOPICS

- ① 地域に開かれた学校安全をめざして /1
- ② こども環境学会シンポ「こどもから大人へのメッセージ」
こども環境学会「行動計画」 /2
- ③ 子どもへの「声かけ」禁止!? 奈良県で条例 /5

- ④ 調布市子ども条例 /5
- ⑤ 国連・子どもの権利委員会の最新動向 /8
- ⑥ 危機に晒される子どもたち「世界子供白書2005」 /9

イベント報告 自分が変われば、世界が変わる /10

お知らせ 超入門セミナー「権利条約ってなに?」 /12

ところが、2004年11月におきた奈良の小学生誘拐殺傷事件は、決して地域が安全でないことを象徴する事件であった。たとえば読売新聞（2004年6月7日付）による全国調査によると、校内侵入・登下校時の被害が拡大していること、とくに昨年度の校内への侵入事案は、近畿が95件と最多。次いで九州・沖縄の48件、関東の26件。登下校時に児童生徒が危害を加えられたり、危害を加えられそうになったりした事案は昨年度、近畿が456件で最も多く...」というふうに報じられた。このように、子どもの安全は、校内だけでなく、むしろ校外の地域、通学時において脅かされている状況下において、すでに「学校だけでは守りきれない」時代に至っていると判断される。今日、各地で「安全、安心のまちづくり」がうたわれ始めた。そのような地域全体の安全なまちづくりの中で、地域の一部である学校の安全も担保される、という視点が必要になっている。

学校事故研では、事件、事故が多発しているような危険度の高い地域での緊急時の安全対策と、日常的に教育活動が成り立つ状況下での通常の学校安全対策を明確に区別し、緊急時における学校安全対策を特定し、むしろ可能な限り通常の学校安全対策に移行するよう努めて、子どもの成長や教育活動を妨げないための様々な工夫をこらした地域、学校の独自の安全対策を創造していった欲しいと考えた。地域の危険度に対応した柔軟な安全対策を立てていくためにも、その指針となる「学校安全条例」（仮称）が求められている。

学校安全条例（仮称）の3つのモデル

学校事故研では、このような趣旨から、学校安全の最低水準を上回る地域の適正、最適な基準を各地において創造的に形成していくことが可能となるような指針となる条例案のモデル作成を基本テーマとし、自治体の財政事情や地域の特殊性をふまえて、以下のような3つの「学校安全条例」（仮称）要綱案のモデルを作成してきた。

Aモデル 「〇〇市学校安全基本条例」要綱案（略称「基本

条例」）

Bモデル 「〇〇市学校災害の救済及び防止に関する条例」要綱案（略称「救済条例」）

Cモデル 「〇〇市学校安全条例」要綱案（略称「総合条例」）

〇〇市としたのは、市町村（区）レベルでの学校安全施策に活用できる条例を想定したものである。本来は、都道府県レベルでの条例案（対象：高校、私立学校等）も検討する余地があったが、学校災害の防止や学校安全へのニーズは、全国の公立小学校、中学校の現場や地域に高く、これを所管する市町村自治体に集中しているためである。

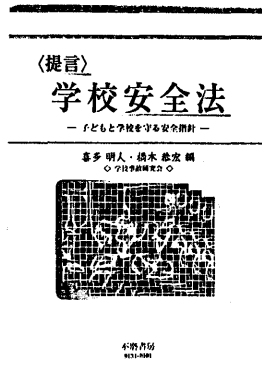
Aモデルの「基本条例」は、学校安全の基本理念を掲げて、それに基づく学校安全計画を立案し、計画を具体化する学校安全施策を実施、推進、評価、検証していくという仕組みをつくることを主眼に置いた法規である。

Bモデルの「救済条例」は、「学校安全法」要綱案の第25（学校災害の原因究明責任と相談・調査）を受けて、個別救済を出発点とした事故原因究明と防止の具体化を図ろうとする条例モデルである。

Cモデルの「総合条例」とは、Aモデル、Bモデルの基本的な事項を包括し、かつ学校安全の決め手である「学校安全職員」制度の具体化や、地域に開かれた学校づくりにふさわしい学校安全の適正基準化、学校安全点検システムの構築、原因究明と再発防止のための審査会設置などについて総合的にカバーしていこうという総合条例の要綱案である。

子どもの権利条例と共に、各地域でこの条例案が活用されていくことが期待される。

なお、詳しくは喜多明人・橋本恭宏編『提言 学校安全法』不磨書房（2005年5月発行、950円）を参照されたい。



TOPICS ② 子どもの安心・安全と学会

こども環境学会大会

こどもシンポジウム

「こどもから大人へのメッセージ」に参加して

中澤 侑子 (NPO法人めぐろチャイルドライン運営委員 大学1年生)

4月23、24日に東京・三田で開催された「こども環境学会2005年大会」でこどもシンポジウム「こどもから大人へのメッセージ」が行われました。

「子どものことは子どもに聞け」—今まで子どもに関する学会などがたくさん開かれていますが、今回のように実際に子どもが参加するのは初めてではないでしょうか。子どもの

事を考える上で直接子どもの声に耳を傾けるのはあたりまえのことと思うのですが、なぜ今までこのような場が設けられなかったのか、少し疑問に思います。

シンポに参加したのは、下は小学生から上は18歳までの、15人位の子ども達。自己紹介や簡単なゲームをして顔見知りになったあと、どんなことを話そうかという打ち合わせ。

そしていよいよ本番。会場の広いホールに、子ども達と、コーディネーターのマリオ（神谷明宏 聖徳大学児童学科助教授）、汐じい（汐見稔幸 東京大学大学院教授）とが車座になって座り、その周囲をおとなが取り囲むように椅子に座って、子どもの話を聞くというセッティングです（コーディネーターの2人はニックネームで呼ばれていました）。一応、マリオが進行役で、汐じいが学校のこと、仕事のこと、少年犯罪のことなどいくつかのテーマで質問をして、それについて子ども達が自由に意見を言い合うというかたちで進められました。

話の内容は主に学校についてでした。

勉強が楽しくない、必要ないんじゃないかという意見も出て、とても印象に残っています。ある中学生の女の子からは、もっと生活していくうえで必要なことを教えてほしいという意見。また男の子たちからは、学校の勉強は良い大学を出て、良い仕事に就くためのものだと思えるような意見が出ていました。ふと、最近の子どもは学校でしている勉強という

ものはきちがえてはいないかと思いました。私もこんな事勉強してもこの先絶対に使うことなんてないと思ったことは何度もありました。しかしそんな時、高校の先生が言っていた事を思い出します。先生はこう言いました。今は、勉強したい分野があって進路も決まっているかもしれないけど、この先どんなきっかけがあって自分の興味が変わるかわからない。けれど、その時になってからじゃ遅いよ、と。どの分野にもなるべく適応できるように、基礎の部分の小・中学校の義務教育という期間で広く学ぶのだろうと、私は思いました。そのような教養が今の子ども達には不足していると感じました。

また、中学生の男子から出た意見に、儲かる仕事がないというのがありました。あまりにも夢がないというか、自分の意志がないというか。とにかく今の子どもはそんなことを言うのかとショックを受けました。それだけ子ども達を取り囲む環境、社会が変わってきている、変わってしまったということですね。

大学生になった、わたしの率直な感想です。

=資料=

こども環境学会

こどものための安全で健康な環境づくりに向けての行動計画

1. こどもの事故等に関する実態把握と予防対策の推進

①こどもの事故と健康被害。犯罪被害等の実態把握とその評価

こどもたちは、災害被害、交通事故、学校事故、家庭内事故、建築事故、犯罪被害などあらゆる危険に対して、最も無防備にさらされています。しかしこどもたちの被害の実態は、十分に把握され検証されているはいえず、悲しい被害が繰り返されています。こうしたこどもの事故と健康・犯罪被害等の実態把握とその評価を推進します。

②こどもの事故・犯罪防止の推進

事故や犯罪被害には身近な環境から社会的な環境まで段階的な要因があります。また物質的な問題（ハード）ばかりでなく、心理的、社会的な問題（ソフト）もあります。こうした問題に取り組むために、こどもと保護者（おとな）に対する安全健康教育を推進し、環境に対する安全評価基準やハードとソフトの両面における管理体制の提案などによりこどもの事故防止を推進します。

2. あそびの価値の再評価と多様なあそび環境づくり

①あそびの価値の再評価と自由に遊べる環境づくり

こどもの事故は、親の心配を増幅し、こどもの行動を大きく規制します。行動を規制されたこどもは、危険や健康被害への自己対応能力を育むことなく成長します。こどもたちは、あそびの中で小さな事故を経験しながら、危険や健康被害への対応能力を育んでゆきます。あそびにおけるこうした効用を再評価し、こどもを見守るプレイリーダーの役割を確立し、自分達の責任で自由に遊べる環境づくりを目指します。

②親子でのあそびや自然体験のための環境づくり

1960年代の高度成長期を境に、こどものあそび環境は大きく変化しており、これ以降の世代には、かつてのように豊かなあそ

びを体験していない親もみられます。こどもにあそびの楽しさを知らせるためには、親自身が、あそびの楽しさを体験し直す必要があります。このために親子でのあそびや自然体験のための環境づくりを目指します。

3. こどもにやさしい建築・都市環境づくり

①安全で健康な住環境づくり

これまでの住宅開発は、効率的な住宅供給に主眼が置かれ、こどものための空間が十分に整備されているとはいえません。また近年、高層居住が急激に増加する中で、乳幼児母子の安全や健康への配慮が十分であるとはいえません。住宅や住環境と家族生活やこどもの育成との関連性について研究開発を推進し、安全で健康な住環境づくりを目指します。

②安全で健康な地域施設としての学校、幼稚園、保育園の環境づくり

学校、幼稚園、保育園における事故は、少子化にもかかわらず増加の傾向がみられます。またこうした施設には、従来の教育的な機能のみならず、地域コミュニティ、子育て支援、こどものあそび場など多様な機能が期待されています。これらの施設の安全ガイドラインづくりと新しい機能についての研究開発等により、安全で健康な地域施設としての学校、幼稚園、保育園の環境づくりを目指します。

③こどもの視点に立った建築や都市環境づくり

今日の経済性が優先される都市開発においては、交通事故や建築事故などが頻発し、こどもの安全は確立されていません。こどもの視点に立った都市構造の見直し、道路交通の規制、公共施設等におけるこどものための空間づくりを推進し、こどもを公園や

家の中に閉じ込めるのではなく、元気に遊ぶこどもたちの姿を見ることが出来る、こどもの視点に立った建築や都市環境づくりを目指します。

4. こどもを見守り育てる社会環境づくり

①学校、家庭、地域がこどもを見守るまちづくり

学校を対象とした犯罪が社会問題となる中で、学校を閉鎖的にすることによってこどもたちの安全を確立しようという傾向もみられます。しかし、安全は地域社会全体において保障されるべきものです。そのためには、学校に地域の人が入り、まちにこどもや青少年の居場所を創出して行くことを推進し、学校、家庭、地域がこどもを見守るまちづくりを目指します。

②こどものための情報文化環境づくり

駄菓子屋や貸し本屋に代表されるかつての「こども文化」は消滅し、情報化の進展は、ゲームやアニメなど大人との境界のない「情報文化」の中に吸収され、こどもの成育に大きな影響を及ぼしています。こども文化の再評価、こどもの発達段階に対応したメディア倫理の確立とメディアガイドライン、家庭におけるメディアリテラシーの育成など、こどものための情報文化環境づくり

を目指します。

5. こどもの権利と自由を尊重する社会環境づくりとこどもの参画

①こどもの権利と自由を尊重する社会環境づくり

こどもの権利条約にもとづき、こどもの意見を聞き、こどもの最善の利益、生命への権利、生存・発達の確保、親による虐待・放任・搾取からの保護、健康・医療への権利、休息・余暇、あそび、文化的・芸術的生活への参画、麻薬・向精神薬からの保護、性的搾取・虐待からの保護などを保障し、こどもの権利と自由を尊重する社会環境づくりを目指します。

②安全と健康の確立に向けてのこどもの参画の推進

こどもを取り巻く環境の整備の一方で、こどもたち自身の安全や健康に対する意識を高めることも重要です。安全と健康についてのこどもたちの主体的な認識づくり、アクションリサーチによるまちづくりやこどもたちによる地域や学校環境に対する安全・健康評価など、安全と健康の確立に向けてのこどもの参画を推進します。

2005年 こども環境学会・大会提案

1. あそびの活性化と安全を図るために、公園へのプレイ・ファシリテーター（公園支援員）の配置を推進しよう。

安全への危惧や室内あそびへの志向が、公園などでの外あそびからこどもたちを遠ざけています。こどもの安全能力を育むそとあそびを活性化するためには、公園整備だけでは不十分です。あそびを支援する人の配置が不可欠です。

2. 生活道路の車両交通を制限し、こどものあそび空間、地域コミュニティ空間としての道の再生を推進しよう。

かつて道はもっとも身近なあそび空間であり、地域コミュニティ活動の場でした。都市化による車両交通の増加が、道からこうした機能を奪ってしまいました。デンマークでは生活道路をボンエルフ（歩者共存道路）とすることによって、交通事故の8割が減少したという報告もあり、ヨーロッパでは生活道路の半分以上でこうした制限を設けている都市もみられます。こどもを交通事故から守り、道あそびと地域コミュニティを活性化するためには、道路交通の制限が必要です。※オランダでは5割以上が、ボン市（ドイツ）では8割が、ルント市（スウェーデン）中心部では全域が、生活道路をボンエルフやゾーン30（車両交通制限速度30km/時以下）となっている。（今井博之氏によるデータ）

3. こどもの視点に立ち、こどもの成育にふさわしい安全で健康な住環境の整備を推進しよう。

経済性や効率性を優先する都市開発のなかで、今日の住環境にはこどものための空間は十分に整備されておらず、安全や心身の健康も確保されていません。幼児の死亡原因

の第1位は事故であり、事故の多くは予防が可能です。そのためにはこどもの視点に立った安全で健康な住環境の整備が必要です。

4. 学校や地域の安全を確保するために、地域コミュニティと学校の一体化を推進しよう。

学校を閉鎖的にすることによってこどもたちの安全を確保しようという傾向がみられますが、安全は、地域社会全体の中で保障されるべきものです。地域コミュニティ活動と学校が一体となったコミュニティ・スクールによって、地域と学校の安全を確立する必要があります。

5. こどもを過剰な情報刺激から守り、情報に対して受身型の生活に陥ることがないように見守ろう。

今日の過剰な情報刺激は、こどもたちの心や感性に大きな影響を与えており、情報に対して受身になるあまり、実体験との区別がつかなくなる危険性を内包しています。情報メディアがこどもを束縛する側面とこどもの感性をひらく側面の両義性について理解し、過剰な情報刺激からこどもたちを守る必要があります。

子どもへの「声かけ」禁止!?

奈良県で条例制定

浜田進士（聖和大学 奈良市在住）

昨年11月に奈良市でおきた小1女兒誘拐殺害事件を受けて、子どもへの不審な「声かけ」などを禁じて犯罪防止を目指す条例づくりを進めていた奈良県警は6月15日、条例案の要旨を発表した。子どもへの言いがかりや児童のポルノの所持を禁止し、最高で30万円の罰金という「子どもに対する犯罪助長行為の犯罪化」は、防犯よりも取締りを優先させた内容であり、住民の安全活動がかえってやりにくくなると思われる。県警には県内外から見直しを求める声が届いているにもかかわらず、県は定例県議会に提出し、6月30日に全国で初めて「声かけ」禁止条例が可決、制定された。

この「声かけ」禁止条例は、正式には「子どもを犯罪の被害から守る条例」といい、「13歳に満たない者(以下「子ども」という)の生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するために、県、県民および事業者の責務を明らかにすると共に、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全確保を図ること」を目的としている。

条例のうち、制定の中心になるのは、「子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等」の項目である。禁止されるのは、保護監督者が近くにいない子どもに対して、①感わしたり、うそをついたりする行為、②言いがかり、すごみ、ひわいな発言、体をつかんだり立ちふさがったり、つきまとったりする行為、③子どものポルノ映像や画像の所持、保管。同時にこれらの規定に「違反したと認められる者を発見した者は、警察官等へ通報するように努めなければならない」と住民の

通報義務も明記している。

「感わし、言いがかりをつける行為について」は、条項が極めてあいまいな表現であり、子どもの安全対策を取り組もうとする動きにかえって萎縮感を与えてしまう。通報義務も効果があるように思えず、少数者を差別・排除することにつながりかねない。子どもの安全は地域の協力関係の中でこそ可能になるのであり、この条例はまちづくりに積極的に関わろうとする人と人との関係を阻害してしまわないかと危惧する。疑心暗鬼と警察への依存を強めることになってしまう。

「子どもポルノの単純所持・保管」については、性犯罪との因果関係や犯罪防止効果については事実に基づく検証がなされておらず、条例が犯罪の予防につながるか疑わしい。子どもに対する暴力や性的被害の現状を解決していくためには、子どもの保護の観点だけではなく、総合的な視点が必要であり、子どもの自身の声をあげやすくし、子どもの力を支援していくための、「総合的な子どもの人権条例」の制定が必要不可欠だと考える。

昨年11月の事件以降、父親たちがようやく子どもが暮らす地域に目を向け始めている。この条例は、そうした市民同士の話し合いの場を破壊し、監視社会化をおしすすめるのではないだろうか。ぜひ奈良県へ批判のメールを送り続けていきたい。

（付記：今回、条例の問題点整理には平野裕二さんをはじめ、CRCネットワークの皆さんのご支援をいただいたことに感謝したい）

TOPICS ④ 自治体の動き

少子化の流れ、事件・事故をはじめ子どもをとりまく厳しい状況、「教育改革」の進行などを背景にして、多様な子ども施策が展開されています。そのなかで、条例を制定することにより、これらの子ども施策をいっそう進展させていこうとする自治体があります。

2005年度に入ってから、東京都調布市や大阪府池田市で「子ども条例」が施行されています。ここでは、調布市の条例を紹介します。

=資料=

調布市子ども条例

調布市条例第2号

目次：前文／第1章 総則（第1条－第3条）／第2章 人権の尊重（第4条）／第3章 子どもとその家庭への支援（第5条－第12条）
第4章 協働の取組（第13条－第17条）／第5章 計画の推進（第18条・第19条）／第6章 雑則（第20条－第22条）
附則

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえない存在である。

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

(子どもの定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

第2章 人権の尊重

(人権の尊重)

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

第3章 子どもとその家庭への支援

(子どもの健康の保持増進)

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(保護を要する子ども等への支援)

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告をしやすい環境を整備するものとする。

3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもの生活の安全確保)

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、総合的な施策を推進するものとする。

6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

(子育て家庭への支援)

第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。

4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

(子どもの相談体制の充実)

第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等

と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

(地域の資源の活用)

第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

第4章 協働の取組

(家庭の役割)

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にしよう努めなければならない。

2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

(学校等の役割)

第14条 学校等は、集団生活をととして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。

3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

(地域の役割)

第15条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。

3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはな

らない。

4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

(事業主の役割)

第16条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

(市の役割)

第17条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

第5章 計画の推進

(行動計画の策定等)

第18条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

(ネットワークの構築)

第19条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

第6章 雑則

(広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

国連・子どもの権利委員会の最新動向

平野 裕二 (ARC)

2005年2月23日、ニューヨークで子どもの権利条約締約国会議が開催され、子どもの権利委員会の改選が行なわれた。第39会期（2005年5月～6月）から活動を開始した新しい委員会の構成は次のとおりである（太字は今回選出された委員、うち*は新規選出の委員）。

〈アジア〉

ガリア・モハド・ビン・ハマド・アルターニ

（カタール・女性）小児科医

李 亮喜（韓国・女性）心理学・教育学者

*カマル・シディキ（バングラデシュ・男性）開発経済学者

〈アフリカ〉

ジョイス・アルーフ（ケニア・女性）裁判官

カメル・フィラーリ（アルジェリア・男性）法律家

ムシラ・ハタブ（エジプト・女性）外交官

ハテム・コトラネ（チュニジア・男性）法律家

アワ・ヌディエ・ウェドラゴ

（ブルキナファソ・女性）言語学

*アウィッチ・ボラー（ウガンダ・男性）法律家・軍人

〈ヨーロッパ〉

ヤーブ・エグバート・ドゥック

（オランダ・男性）法律家・裁判官

ロタール・フリードリッヒ・クラブマン

（ドイツ・男性）教育社会学者

*デビッド・ブレント・パーフィット

（カナダ・男性）法律家

ルーシー・スミス（ノルウェー・女性）法律家

ネベナ・ブコビッチ・サホビッチ

（セルビアモンテネグロ・女性）法律家・NGO

*ジャン・ツェルマッタン（スイス・男性）法律家

〈ラテンアメリカ・カリブ諸国〉

ローザ・マリア・オルティス（パラグアイ・女性）NGO

ノルベルト・リウスキ（アルゼンチン・男性）社会政策

マリー・アリソン・アンダーソン

（ジャマイカ・女性）教育・保健政策等（テイラー

委員の辞任にともなって第38会期から就任）

改選後もヨーロッパ・アフリカ偏重の傾向は依然として残っているが、男女は半々となり、委員の職業的・学問的背景にもさらに広がりが出た。とくにまだ30代のボラー委員（ウガンダ）は、1983年、13歳のときに子ども兵となり、主に防衛・救援関係の任務に3年間従事した後、子ども兵士のリハビリテーション等に取り組んできたという異色の経歴の持ち主である。現在もウガンダ国軍に属しており（階級は大尉）、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書の報告書審査にその経験が活かされる可能性は高い。

第39会期の冒頭には役員選出が行なわれ、議長にドゥック委員（オランダ）が、副議長にアルターニ（カタール）・ハタブ（エジプト）・李（韓国）・リウスキ（アルゼンチン）の各委員が、報告者にブコビッチ・サホビッチ委員（セルビアモンテネグロ）が就任している。

なお、委員会がかねてから国連総会に要請していた「同時並行審査制」（two-chamber system）の導入もようやく承認され、第41会期（2006年1月）以降、18名の委員を9名ずつ2つに分けて一度に2か国ずつ報告審査を進めることになった。2年間の暫定的措置ではあるが、審査の効率化および遅れの解消をある程度図ることができよう。

他方、条約の各規定の法的解釈を深めていくことは依然として委員会の課題である。委員会は現在、(1)乳幼児期における子どもの権利、(2)保護者のいない庇護希望者の子ども、(3)少年司法、(4)先住民族の子どもの権利、(5)障害のある子どもの権利という5つのテーマについて「一般的意見」の作成を進めている。なお、(2)については第39会期（2005年5月～6月）に「一般的意見6」（CRC/GC/2005/6）として採択された。

このほか、2000年・2001年の「一般的討議」で委員会が行なった勧告を受けて現在「子どもへの暴力に関する国連事務総長研究」が進められており、2006年の国連人権委員会に最終報告書が提出される予定となっている。また、委員会は国連人権委員会に対し、「親のケアを受けられない子どもの保護および代替的養護に関する国連指針」作成のための作業部会を設置するよう勧告しており（第37会期）、これが実現すればこの分野における子どもの権利保障が大きく前進する一歩となる。

危機に晒される子どもたち

—ユニセフ『世界子供白書 2005年版』—

ユニセフは、『世界子供白書』の2005年度版を『危機に晒される子どもたち』というタイトルのもとで発表した。

2005年度の白書では、コフィ・アナン国連事務総長のまえがき、テーマの要約、子ども時代の定義、子どもを危機に晒す貧困、紛争、HIV/エイズについての解説、さらにすべての子どもに子ども時代を約束するために何が問題で、何をなすべきかなどをまとめている。子どもに関する統計指標は基本、栄養、保健、HIV/エイズ、教育、人口、経済、女性、子どもの保護、前進の速度の統計指標(主に2003年)が記載されている。表2、表3には子ども時代の事実を認識する手だてとして、先進工業国と途上国の子どもの状況の比較数字が羅列されている。

「子ども時代の定義」 子ども時代はひとりの人間がおとなと見なされるまでの期間だけではなく、子どもの生活の状態、条件を加えたこの期間の質を指すものである。子どもたちが育ち、遊び、発達することのできるおとな時代とは、はっきり区別された独立した、安全な期間が子ども時代といえる。1989年多くの国ぐにが子どもの権利条約に署名したとき、世界は子ども時代はこうあるべきだという共通の基準を受け入れたのである。

「貧困」 開発途上国に生きる子どもの半数以上が、幸福や心身の健全な発達を妨げられている。生存や発達、そして自分の持って生まれた可能性を開花させるための必要な基礎的サービスや物資を奪われていることになる。子ども時代の貧困はおとな時代の貧困の根本的な原因となり、世代間の循環を断ち切れないでいる。

「紛争」 子どもたちは自分が始めたわけでもない紛争によって、最もその被害を受けやすい立場にある。何百万人もの子どもたちが紛争によって自分の家やコミュニティ、家族から引き離され、強制的に兵士として働かされている。そして、性的暴力を含むさまざまな暴力や空腹、病気やトラウマ(心的外傷後ストレス障害)に苛まれている。

「HIV/エイズ」 HIV/エイズは子ども時代の基盤そのものを引き裂きつつある。HIV/エイズの感染が最も深刻な国々では、エイズのために子どもの死亡率が劇的に上昇している。何百万人もの子どもたちがエイズで片方もしくは両方の親を失っている。さらに数百万人の子どもたちが病床、あるいは死の床にある親や保護者とともに暮らし、困難な状態

にある。いまやエイズは開発途上国の15歳から49歳の人々の死亡原因の第一位を占め、もはや家族やコミュニティの手には負えない状況に陥りつつある。

「すべての子どもに子ども時代を」 世界が子どもの権利条約に定められた子ども時代の諸要件を受け入れてから15年が経過した。しかし、子ども時代を健やかに十分な保護を受けながら過ごせることができるようにするという約束は、今なお10億人以上の子どもたちにとって果たされないままである。貧困と紛争、HIV/エイズが子どもたちの命と幸福を脅かし続けているからだ。そして、あまりにも多くの子どもの子ども時代が危機に瀕している今、私たちの共通の未来もまた危機にさらされているのだ。しかし、この現状をこのまま容認する必要はない。すべての子どもたちにとって、子どもの権利条約に定められた子ども時代のあるべき姿「基準」が保証されるように努力することは、私たち一人ひとりに課せられた義務である。政府は私たち一人ひとりの代理としてこの条約を署名、批准したにすぎない。子ども時代を脅かす脅威を削減するためにとることのできる、特定の方法が確かにある。この白書ではその方法が明らかにされている。

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2005



『世界子供白書 2005』の入手方法:

〒108-8607 (財)日本ユニセフ協会 広報室あてに葉書か電話03-5789-2016で申し込むと、1人1冊なら送料も含めて無料で送付してくれる。

ホームページwww.unicef.or.jpからの申し込みも可能。

自分が変われば世界が変わる

— CRCネット・5月イベント 今年も子どもたちが企画・運営 —

「子どもの権利条約ネットワーク主催、五月イベント」が本年も5月5日、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催されました。

今年のテーマは「自分が変われば、世界が変わる」。参加者に自己実現のきっかけを掴んでもらおうという企画です。

18歳以下の子ども達がすべてを企画するようになって、今回で7回目になります。毎年12月に企画者を募集し、1月から企画に入ります。テーマも、イベントの形式も、プログラムも、すべてその時に集まってきた子ども達が話し合いで決めるのです。CRCネットが提供するのはい会場と、経済面の援助、広報の手伝いのみ。初対面の子ども達がすべてを決めていくので、エンジンがかかるまで時間がかかりますが、企画会議を重ねていくうちに、会議と会議の間隔が狭まり、たくさんの意見が出てきて、だんだん熱がこもってきます。そして毎回、おとなの私には考え付かないような、思いのこもったイベントが出来上がります。

(赤池 悦子)

子ども・若者の「世界」をつくるのは「出会い」

山浦 彬仁 (18歳)

「自分が変われば世界が変わる」

私たちは日々、「変化」している。自分自身では気づかぬかも知れぬが、昨日の自分と今日の自分では明らかに違う。体の細胞レベルではもちろんのこと、「自分」という観点で見れば、昨日の考えていたことを、今日は更によいアイディアに考えられる。そして、自分だけでなく、世界も刻々と変化している。

子ども・若者にとって世界とはなんだろうか？ ブラウン管から映し出される他国の様子が果たして、子ども・若者にとって「世界」なのだろうか？ 確かに、それは「世界」である。しかし、多くの子ども・若者にとって、そこは自分とは関係のない「世界」であり、子ども・若者にとっての「世界」とは、たいていの場合「学校」であり、「自分の部屋」、自分の没頭できるコトがある場所、すなわち「居場所」と呼ばれるところであろう。

子ども・若者の「世界」をつくるのは「出会い」である。出会うことの「刺激」が自分を変化させ、の「変化」が、「世界」を変えることである。

今回の5月イベントは「何かやりたい」と思う子ども・若

者にとって、そのきっかけとなる「出会い」をコンセプトにした。第1部では、すでに「何かを始めている」16歳から26歳までの4人を、子ども・若者の「ロールモデル」として、各々の活動の話をしてもらった。「ロールモデル」の方々の話しは、非常にバイタリティに溢れ、力が湧くディスカッションとなった。第2部ではグループに分かれて、参加者の皆さんの「やりたい活動」を「実現する」ためのラウンドテーブルをいった。問題意識を年齢、所属を超えて「腹を割って」話せるラウンドテーブルは、色んな「出会い」を提供できたのではないと思う。

今回の5月イベントを通じて「価値ある変化」を少しでも、提供できれば、企画者としての喜びを感じる。

最後になりましたが、一緒に企画を担当した島森さん、石川さん、そして、のんびんだらりな私たちを暖かく見守ってくださった事務局の赤池悦子さんに心から感謝します。



自分らしい方法で 社会を変えていこう

石川 麻子 (16歳)

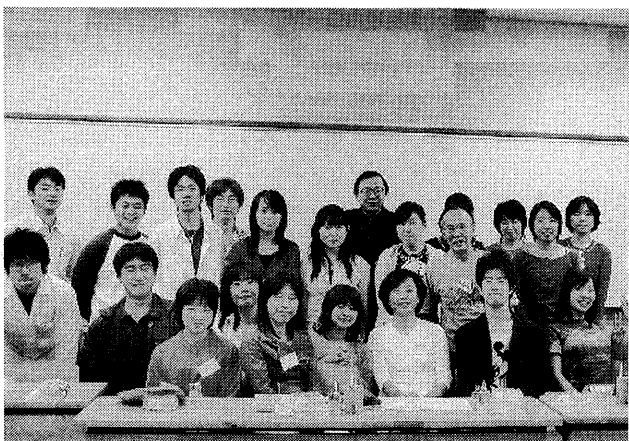
私がこのイベントの企画者になったとき、ちょうど私は自己実現について考えていました。高度経済成長期は経済的に豊かになることが多くの人、そして国の目標だったが、もうその時代は終わって、現代は自分らしく生きることを追求する、自己実現の時代。そんな本を読みました。

人の幸せは自分らしく生きられることであり、また、ひとりひとりが自己実現を追求できる社会が平和だと考えました。ですから、今回の「問題：なりたい自分になるにはどうすればいい？」の「なりたい自分」は「自己実現」に言い換えられ、私にとって意味の深いものでした。

イベントの中で、同じ企画担当者の山浦君から「今の活動をどう将来につなげていきますか？」と聞かれ、答えができませんでした。将来何をしたいかわからないし、進路も決まっています。活動を通してたくさんのことを学ぶにつれて、やりたいことが定まらなくなってくるのです。そして、それが楽しくて仕方ありません。

ラウンドテーブルでは、おとなの参加者の方から、自分は自己実現を追求しているところだし、自己実現は完結するものではない、という話もできました。

私は自分で情報を仕入れ、活動を広げていっています。それは親の理解・サポートがなければできませんし、きっかけとなった今の学校に入らなければ、何か始めようともしな



ったでしょう。

学校の授業は、生きていくのに必要な知識をつけると同時に、授業を通して生徒の興味や関心を広げていく役割があると思います。生徒が授業内容をおもしろいと感じて、自分で進んで学べる授業。それには、机に座って先生の話の聞くだけでは限界があるかもしれません。

しかし、成績ばかり重視してしまう学校やおとなは多いです。子どもを取り巻く社会では労働力は商品化され、身を削って働くおとなばかりです。政府は、大企業が国際競争に勝つことと優先する政策をとり続けています。

私は、今の社会は自分らしさを見つけにくい社会だと感じています。私自身、自分らしい方法で社会を変えていこうと思います。

一人でも友達が増えたら

島森 亜沙子 (18歳)

「あ、何か懐かしい」？会場づくりをしていて、そう思った。思い返せば2年前のこどもの日、同じようにイベントの準備をしていた。2度目となる今回のイベントは、正直言うと、本当にやってみなければわからないイベントだった。まあ、これは2年前も同じだったのだが…。本当に子どもにすべて企画を任せてくれるからこそそうなのだと思う。

イベントに参加してくれた方、ゲストとして協力してくれた方、イベントを支えてくれた方。みんながいたから、できたことだと思う。イベントを行う上でのわたしたちの狙いは、何かを始めることは誰にだってできるということを知ってもらうことと新しい出会いを見つけてもらうことだった。参加者の中で一人でも友達が増えたという人がいたならそれだけで嬉しい。人に出会うということはそれだけ重要なことだ、とわたしは思うからだ。今のわたしは、今まで出会ってきた人に少なからず影響されて形成されていると思う。だから余計にそう思う。

5月イベント。来年も同じように、さらに大きく発展していってほしい。そしてわたしも来年、参加者としてよろしくお願いします。



超入門セミナー2005

「子どもの権利条約ってなに？」

子どもの権利条約ネットワークが企画する2005年度のセミナーは、「子どもの権利条約ってなに？」をコンセプトに、超入門編として開催します。「子どもの権利条約」を初めて学ぶ方、以前に学んだことはあるけれどもう一度基本を押さえた方、ぜひぜひお越しください！！

第1回：「子ども」ってなに？（ワークショップ）

日 時：2005年6月30日（木） 19：00～21：00

講 師：林大介、長谷部真琴、唐木優衣、内田塔子

第2回：「子どもの権利」ってなに？（ワークショップ）

日 時：2005年7月14日（木） 19：00～21：00

講 師：林大介、長谷部真琴、唐木優衣、内田塔子

第3回：「子どもの権利条約」ってなに？（講義）

日 時：2005年7月28日（木） 19：00～21：00

講 師：喜多明人

◆場 所：みなとNPOハウス2F小会議室

◆参加費：（資料・会場費）

※全3回参加の場合※

一般：おとな・学生 3,000円

子ども（18歳未満）2,000円

会員：おとな 2,500円／学生・子ども 無料

※各回参加の場合※

一般：おとな・学生 1,500円

子ども（18歳未満）1,000円

会員：おとな 1,000円／学生・子ども 無料

◆お問い合わせ

子どもの権利条約ネットワーク事務所（火曜・金曜12～17時）

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F

TEL&FAX 03-3746-0744 E-mail ncr@abeam.ocn.ne.jp

●2005年度子どもの権利条約ネットワーク役員

代 表：喜多 明人 副代表：荒牧 重人

事務局 長：林 大介（新）

事務局次長：赤池 悦子（新） 天野 隆 内田 塔子

会 計：中村 たづみ

運営委員：安部 芳絵 唐木 優衣 北 千加枝（新）

小玉 絹江 田家 文衛 長谷部 真琴

平野 裕二 山田 奈津帆 好光 紀

監 査：黒岩 哲彦 戸田 真理子

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）

小学校高学年～中学生向／全6巻

各48ページ／A4変型判／オールカラー

揃定価17,640円（揃本体16,800円）

各巻定価2,940円（本体2,800円）



1巻 “自分をたいせつに” からはじめよう 佐々木光明 編著

2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著

3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著

4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著

5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著

6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社

〒160-8565

東京都新宿区大京町22-1

フリーダイヤルFAX

0120-536188

電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.80

2005年7月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

（事務所受付時間／火・金12:00～17:00）

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

Eメール ncr@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多 明人

★編集人 内田 塔子

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント